

証拠排除と申立適格（二）

渡

辺

修

一、はじめに

二、申立適格と合衆国判例史

(1) ジョーンズ事件前史

(2) ジョーンズ、シモンズ、マンキュージ事件

(3) アルダーマン、ブラウン、ラカス事件

(4) ペイナー、サルバッチ、ローリングス事件

(1) ペイナー事件

(2) サルバッチ、ローリングス事件

(以上
本号)

三、証拠排除と司法の監督権

(1) 今後の動向

(2) 合衆国判例史

(3) 合衆国判例の整理

証拠排除と申立適格（一） 渡辺

(三) まとめ

四、結び

- (1) 論点の整理
(2) 我が国の判例

一、はじめに

現在、様々な科学機器が発展することに伴い、市民のプライバシーなどの人権をどのように守っていくのかが、法律学上一つの重要なテーマになっている。⁽¹⁾ 刑事訴訟法上も犯罪捜査と科学の応用とは従来から様々な問題を生じさせてきている。最近も、テレビの録画撮り装置の利用をめぐって、新しい問題がでてきている。すなわち、現在、一般市民の間にテレビの録画撮り装置が広く普及しはじめている。そこで、捜査機関が、これを利用しテレビニュースを録画撮りし、そのビデオテープを公判で証拠として提出したとき、その証拠能力を認めるか否かという問題である。先に、東京地裁は、昭和五五年三月二六日の決定で、証拠能力を肯定する旨の判断を示した（判例時報九六八号二七頁、なお、以後、東京地裁五五年決定と称する）。そして、そうした結論に至る過程で、違法収集証拠排除法則の適用上「申立適格」による制約を肯定している。まず、事案を紹介してみよう。昭和五三年三月二六日、新東京国際空港開港を巡る反対運動がさかんな頃、空港管理棟侵入事件が発生した。⁽³⁾ N T V は、当日独自の取材活動をおこない、同日夕方、事件の模様をニュースとして一般に放映した。ところが、警察側がこれをビデオ録画とり、後に公判で検察官がこのテープを証拠として申請したものである。これに対し、弁護人側が、(1)違法収集証拠

にあたること、(2)証拠禁止にふれること、(3)司法の廉直性を根拠として証拠排除を申し立てたので、本決定に至ったものである。その内容は、以下の通りである。

決定は、第一に、違法収集証拠か否かをとりあげ、放映されているテレビニュースを録画することは「押収」に該当しないとする。「法令により特に禁止された場合以外は、テレビニュースとして一般に放映されたものを、何人が受信し、録画しようとも、なんら違法視される筋合いのものではなく、捜査機関においてテレビニュース等を録画すること、それ自身が報道の自由や取材の自由を侵害するとは考えられないし、更に、本件テレビニュースが著作権法上の著作物に該当するとしても、捜査機関が捜査の目的又は刑事裁判に使用する証拠を収集する目的等でそれを録画することは、同法四二条により許されている」とする。

次に、仮りに違法収集証拠にあるとしても、本件では、問題となる報道の自由、取材の自由、原フィルムの権利主体は報道機関であり被告人ではないので、排除の申立適格を欠くとする。すなわち、「違法収集証拠が証拠として排除され得るのは、当の被告人に対する証拠収集手続に重大な違法があり、その収集の結果得られた証拠を利用してその被告人を処罰することが、正義の観念に反することを理由とするものと考えられるから、第三者の権利が侵害されたことを理由に異議を申し立てるることは許されない」とする。

第二に、「報道機関の有する広い意味での取材源秘匿権」を侵害するため、証拠禁止にふれるか否かという問題についても、秘匿権の主体は報道機関であり、被告人には申立適格がないとする。

第三に、「訴訟法上証拠能力が認められても、司法の廉直性を維持し、司法に対する国民の信頼を確保する必要がある場合には、裁判所として当該証拠の排除を必要とされる場合があり得ると考えられる」とする。この一般論を本件の放映ずみのニュースのビデオテープを証拠として採用できるか否かの問題にあてはめ、まず、最決昭四四年一月二六日刊集三巻一一号一四九〇頁に従い、報道の自由は憲法二一条の保障のもとにあり取材の自由も二一条の精神に照らし十分尊重に値することを認め、さらに、「報道機関に対し、取材源との内密な信頼関係（但し、社会通念上保護に値する場合に限る。）を通じること

じて取材されたその取材源や情報の開示を強要することは、報道機関の有する取材権を侵害することとなる」とことを認め
る。しかし、本件の場合、「取材対象との内密な信頼関係を問題にする余地はなく、その信頼関係が保護に値するものとは
考えられない」とこと、録画された映像はすべて放映済みで、情報の開示を強制したものでないことを理由として、司法の
廉直性の観点からの証拠排除にも該当しないとする。

このようにして、右決定は、本件ビデオテープの証拠能力を肯定したのである。

二 右決定の提起した論点は多岐にわたるが、さしあたりここでは、違法収集証拠排除の申立に際して、第三者の
権利を侵害したことを探査することは許されないとした点を問題としたい。同時に、司法の廉直性を排除の根拠
とするときには、申立適格による制約には言及していない点も注目に値する。我が国では、最高裁判例上、違法収
集証拠排除法則が認められたのはつい最近のことである。⁽⁴⁾このため、その射程や根拠などについても充分な判例の
蓄積はないとなればならない。従つて、本決定の認めた申立適格による制約が真に妥当なものか否かについて
も、これを検証するに足る材料は今のところ乏しいといわねばならない。^{補注(1)}

他方、アメリカでは、不合理な搜索・押収により収集された証拠の排除法則が確立していく過程で、古くから
「申立適格（standing）」の要件が判例上認められていた。そこで、アメリカの判例の動向を注意深く探つてみると
ことにより、我が国における同種問題を分析していく視座がえられないか考察する必要がでてくる。本稿は、こう
した基礎作業を目的としたものである。

(1) 憲法学でも、こうした科学技術の発展と古典的な基本的人権との調和、新しい人権体系の形成が問われているようにみ
うけられる。さしあたり、小林「新しい基本権の展開」ジャーリスト六〇六号（昭五二）一五頁、全国憲法研究会「シンポジ

ウム

新

しい

人権

」ジ

ュ

リ

ス

ト

六

〇

六

号

(昭

五

一)

四九

頁

、

座

談

会

「

こ

れ

か

ら

の

憲

法

学

」ジ

ュ

リ

ス

ト

六

〇

五

五

号

(昭

五

三)

三五

頁

、

佐

藤

「

情

報

化

社

会

の

進

展

と

現

代

立

憲

主

義

—

プライ

バ

シ

ー

権

を

中

心

に

—

ジ

ュ

リ

ス

ト

七

〇

九

号

(昭

五

五

)

一六

頁

、

佐

藤

「

情

報

化

社

会

の

進

展

と

現

代

立

憲

主

義

—

ジ

ュ

リ

ス

ト

七

〇

九

号

(昭

五

五

)

一六

頁

、

佐

藤

「

情

報

化

社

会

の

進

展

と

現

代

立

憲

主

義

—

ジ

ュ

リ

ス

ト

七

〇

九

号

(昭

五

五

)

一六

頁

、

佐

藤

「

情

報

化

社

会

の

進

展

と

現

代

立

憲

主

義

—

ジ

ュ

リ

ス

ト

七

〇

九

号

(昭

五

五

)

一六

頁

、

佐

藤

「

情

報

化

社

会

の

進

展

と

現

代

立

憲

主

義

—

ジ

ュ

リ

ス

ト

七

〇

九

号

(昭

五

五

)

一六

頁

、

佐

藤

「

情

報

化

社

会

の

進

展

と

現

代

立

憲

主

義

—

ジ

ュ

リ

ス

ト

七

〇

九

号

(昭

五

五

)

一六

頁

、

佐

藤

「

情

報

化

社

会

の

進

展

と

現

代

立

憲

主

義

—

ジ

ュ

リ

ス

ト

七

〇

九

号

(昭

五

五

)

一六

頁

、

佐

藤

「

情

報

化

社

会

の

進

展

と

現

代

立

憲

主

義

—

ジ

ュ

リ

ス

ト

七

〇

九

号

(昭

五

五

)

一六

頁

、

佐

藤

「

情

報

化

社

会

の

</

四) 一一一頁。

一、申立適格と合衆国判例史

（一）シモンズ事件前史

申立適格の歴史は、ウォーレン・コートの諸判例による要件の緩和化の時代と、バーガーコートに入つてからの厳格化の時代とに大雑把に分けられるようと思われる。まず、前者の判例の流れに至る前史を概観しよう。

連邦最高裁の判例上、申立適格論の礎地を提供したのは、盜聴を修正四条に反しないとしたオルムstead事件である。⁽¹⁾ 本件で、最高裁は、「官憲による人の身体の搜索・逮捕、書類や動産物件の搜索または押収をおこなう」とを目的とし、住居乃至その所在する土地に対して、現実の物理的侵害がなされない限り」、修正四条の侵害はない⁽²⁾ とし、不法侵害 (trespass) の有無によって盜聴の適法性を判断する立場を確立した。すなわち、被告人は押収物件または捜索場所に対する「財産的利益 (property interest)」を証明しえない限り、捜査機関の搜索・押収の適法性を争えないとされたのである。⁽³⁾ その後、連邦下級裁は、右の財産的利益を欠く者には、違法な搜索・押収にふれていえられた証拠の排除の申立適格を否定するアプローチを採用するに至ったのである。⁽⁴⁾⁽⁵⁾

(一) *Olmstead v. United States*, 277 U. S. 438 (1928).

(2) *Id.*, at 466.

(3) See, Note, Formalism, Legal Realism, and Constitutionally Protected Privacy under the Fourth and Fifth Amendment, 90 HARV. L. REV. 945, 961-964 (1977).

(44) いふる伝統的申立権格といふれば、いはした申立権格は、連邦下級裁では憲法収集証拠排除法則の確立直後からの問題である。

States, 6 F. 2d 350 (8th Cir. 1925); Graham v. United States, 15 F. 2d 740 (8th Cir. 1926).

ハムバトック事件以後、連邦下級裁は、捜索場所または押収物件に対する「所有若しくは占有の形態を欠いていた」とは申立権格がないと判断するようになつた。いわゆる判例として次のものがある。 Nunes v. United States, 23 F. 2d 905 (1st Cir. 1928) やはり、捜索場所が自宅の「住居 (dwelling)」である、がたゞ、押収された蒸留器、トマト等類が自宅の缺ぎやむを認めなかつた被告人に申立権格を否定した。また、Samson v. United States, 26 F. 2d 769 (1st Cir. 1928) やはり、蒸留器等輸入の建物に接する捜索は「住居」へ歸るべくはなつて申立権格はない。他の如く、同様のものとして Coon v. United States, 36 F. 2d 164 (10th Cir. 1929); Occinto v. United States, 54 F. 2d 351 (8th Cir. 1931); Gowling v. United States, 64 F. 2d 796 (6th Cir. 1933); Kwong How v. United States, 71 F. 2d 1 (9th Cir. 1934); Schnitzer v. United States, 77 F. 2d 233 (8th Cir. 1935); Whitecombe v. United States, 90 F. 2d 290 (3d Cir.), cert. denied, 302 U. S. 759 (1937); Grainger v. United States, 158 F. 2d 236 (4th Cir. 1946); United States v. Eversole, 209 F. 2d 766 (7th Cir. 1954); Hobson v. United States, 226 F. 2d 890 (8th Cir. 1955); Loyette v. United States, 230 F. 2d 263 (5th Cir. 1956); United States v. Pepe, 247 F. 2d 838 (2d Cir. 1957); Parr v. United States, 255 F. 2d 86 (5th Cir. 1958).

以上の二大所有・占有の形態の問題に加え、司法上の微妙な概念が用ひられる事もある。いわゆる「ロードストップ」の如きの次のような判例がある。 Connolly v. Medalie, 58 F. 2d 629 (2d Cir. 1932) やはり、船舶運載則の「取扱い」によって被告人は、場所に対する占有ではなく、船舶の運転に係る、「被告人自身による長途」にせよだんだんと運載則の捜索時に押収した物件の証拠排除を認めなかつた。 Mello v. United States, 66 F. 2d 135 (3d Cir. 1933) やはり、被犯人は、捜索場所の所有者または借用でなく、だんに「使用人」であつたが、船舶運輸や海上运输など。 In re Nassetta,

125 F. 2d 924 (2d Cir. 1942) は、捜索をされた家の前夜にまだお出でいた「押収の」監督の証言を認めなかった。これより証拠排除の申立適格を認めたものである。巡回 Gaskin v. United States, 218 F. 2d 47 (D. C. Cir. 1955); Accardo v. United States, 247 F. 2d 568 (D. C. Cir.), cert. denied, 355 U. S. 898 (1957).

後は、最高裁は、同じく事件や「捜索のみが行われた場所に調査官が在った」申立適格を認めた。和の判例の立場を大幅に緩和するのである。

次に、被告人の身体の捜索により証拠が発見されたとする。最高裁は、押収物件の所有権または所持の事実を認めないと申立適格を否定してしまったのである。See, e. g., Lewis v. United States, 92 F. 2d 952 (10th Cir. 1937); Harvey v. United States, 193 F. 2d 928 (D. C. Cir. 1951); Baskerville v. United States, 227 F. 2d 454 (10th Cir. 1955)。やの際、麻薬所持罪などの「所持犯 (possessory offense)」では、被告人が申立適格を得たなど、やへった所有がたば占有の事実を主張するなどして、巡回員が供述を棄却する。「は、まゝ、」と申じては、罕例となり得た事態に付いても巡回員が拒否權侵害されたのだといふべきである。See, e. g., Rossini v. United States, Id. at 352; Connolly v. Medalie, Id. at 630; Ingram v. United States, 113 F. 2d 966 (9th Cir. 1940).

ハーディー教授は、やはり、和のものと巡回員が証拠排除申立ての條の保護を認めぬから複数の想いが述べられており、要件を達成してしまった。See, Edwards, Standing to Suppress Unreasonably Seized Evidence, 47 N. W. U. L. REV. 471 (1952).

後は、最高裁は、同じく事件やホームドック・マダム、ベッドルームなど事件や公判前の証拠排除申立手続における被告人の供述をその後の公判で被告人の不利益に使うことはやめだと言へるルールを認めるいふので、右の考え方を修正するに至ったのである。

連邦上級裁判所の多くは、一方おかれども、「長合理的な捜索・押収に対する憲法修正四条の保障が、一身的な権利乃至特權 (Personal right or privilege) ではない」として、不合理な捜索・押収に付された財物の所有権若しくは他の権利の

所有者しか行使しえぬとのやうな（Graham v. United States, Id. at 742）。されば、排除法規が、修正五条の「由（）負罪担否特權」の文脈（）から外れて、憲法の運営を考慮して改訂されたもの。排除法規は（）負罪担否「特權」（）をもめどれ延び（）べく、See, e. g., Atkinson, Admissibility of Evidence Obtained Through Unreasonable Searches and Seizures, 25 COLUM. L. REV. 11 (1925); Grant, Constitutional Basis of the Rule of Forbidding the Use of Illegally Seized Evidence, 15 So. CAL. L. REV. 60 (1941).

See, McCormick, The Scope of Privileged in the Law of Evidence, 16 TEX. L. REV. 447 (1938); Cf., McCormick, HANDBOOK OF THE LAW OF EVIDENCE, at 151-160 (2d ed. 1972). トメリタス、トメリタス教授は、違法収集証拠排除法の実用的意義を著述した。見よ。Allen, The Wolf Case: Search and Seizure, Federalism, and the Civil Liberties, 45 ILL. L. REV. 1 (1950).

の他、違法捜査による証拠を排斥するルール Comment, Judicially Controll of Illegal Search and Seizure, 58 YALE L. J. 144, 154-158 (1948); Comment, 97 U. PA. L. REV. 728 (1949). ただし、勘定法規との競合の結果、Grant, Circonventing the Fourth Amendment, 14 So. Cal. L. REV. 359 (1941).

(5) 最高裁も、財産的利益の有無を判断基準としていた。United States v. Jeffers, 342 U. S. 48 (1951) では、被告人の叔母が借りていたホテルの部屋の令状なき捜索がなされ、被告人所有の薬物が押収されたのであるが、最高裁は、右薬物に對し、被告人の「財産的利益」があるとし (at 52)、申立適格を認めている。逆に、Abel v. United States, 362 U. S. 217 (1960) では、被告人がホテルの部屋に戻らなかった意図が明確などと認められ、その結果としてなされた捜索につき不服を申立てた際は適格ではないとしているが、同一の基準に立つものとなる。他に、Cf., Goldstein v. United States, 316 U. S. 114, 121 (1942)。

ただ、やや位置付けが困難な事例として、McDonald v. United States, 335 U. S. 451 (1948) がある。被告人マクダーリーは、証拠排除と申立てた（一） 渡辺

ナルドが借りて居る部屋で招待客と賭博中、捜査官が家主の部屋の窓などから侵入し、被告人の部屋へ至り、被告人と客を逮捕したものである。最高裁は、賭博用具などの搜索・押収を違法といふるに次のように判示し、被告人マクドナルドのみならず、客であった共同被告人ワシントンの有罪判決をも破棄してゐる。

「官憲が令状なしにマクドナルドの部屋を捜索したとき、その客であつたワシントンが、侵害の対象となるようならライバシーの権利を有していたかどうかとくに判断せずに、一応、こうではそうした権利がなかつたと仮定しても、マクドナルドの証拠排除申立を却下したい」とは、共同被告人ワシントンに対してあつた prejudicial error であると考える。本件では、……違法に押収した物件は、共同被告人に不利に使用した証拠の基礎になつており、これをマクドナルドに返還したとすれば、公判では一切使用されなかつたりにならぬかひどいであつ」(at 456)。

3 LAFAVE, SEARCH & SEIZURE, at 601 (1978) は、いわゆる「派生的申立適格 (derivative standing)」と称してゐる。あるいは、Agnello v. United States, 269 U. S. 20 (1925) では、自家の違法捜索をなされた被告人の有罪判決を破棄したが、共同被告人には救済を与へていなかつた。Wong Sun v. United States, 371 U. S. 471 (1963) では、共同被告人かの押収されたロイソンを、被告人の自白の補強証拠として使用するといふを認めた。本件の包括的研究として、Broeder, Wong Sun v. United States: A Study in Faith and Hope, 42 NEB. L. REV. 483 (1963). その後、本文で紹介する Alderman v. United States, 394 U. S. 165 (1969) では、右のウォンサン事件に典拠し、「共同被告人にも特別の申立適格は与えられてゐないだら」と述べられてゐる(at 172)。のみならず、その脚注では、「マクドナルド事件が当然に共同被告人に申立適格を拡大する趣旨ならば、必ずしも明確ではなし」と述べられてゐる(at 173 n. 7.)。

ハーブ教授は、マクドナルド、ウォンサン両事件は、押収物件が禁制品か否か、従つて、これにせよ返還不能物か否かで区別する事ができるとする。See, 3 LAFAVE, SEARCH & SEIZURE, at 603 (1978). みならず、これに対して、ジョンソンズ事件に先立ち、すでにマクドナルド事件が「財産的利益」テストを脱却し、共同被告人にも当然に申立適格を拡大してしまったと読みなくやだ。現に、カリフオルニア州裁判所は、申立適格による制約を不要とするにあたり、マクドナルド

事件において証拠排除申立をないなら権限が認められたのは、「被告人自身の憲法上の権利の侵害が存在してゐるかいかんかではなく、政府が自分自身の不正の利益を享受しておたかへつて無法な法の執行を奨励するゝことを認めたはならぬ」とある。理由による」と理解しよう。See, People v. Martin, 45 Cal. 2d 755, 290 P. 2d 855, 857 (1955). Comment, 97 U. PA. L. REV. 728 (1949) も、同様の理解を示す。あるべき位置づけるのが妥当であらうのかどうかといふは、疑問をなお留保しておこう。

以上の問題を含む、米国の大陪審團の判例一般として See, Frankel, Concerning Searches and Seizures, 34 HARV. L. REV. 361 (1921); Grant, Search and Seizure in California, 15 So. CAL. L. REV. 139 (1942); Reymond, Freedom from Unreasonable Search and Seizure—A Second Class Constitutional Right? 25 INDIANA L. J. 259 (1950).

(1) フランクル事件

フランクル事件の動向を大きく変えたのが、一九六〇年のフランクル事件である⁽¹⁾。本件の被告人は、友人の許しをえりそのアパートを使っていたが、捜査官による捜索・押収令状の執行中、外から帰つて来て、捜査官等に気付かず窓の鳥の巣に隠していた麻薬をとり出そうとしたといふを逮捕されたのである。被告人は、連邦麻薬法違反で起訴され、証拠排除を申立てたものの、連邦地裁、控訴裁ではともに申立てを却けられ、結局、有罪とされた。ハーリー、裁量上訴を申立てたものである。

最高裁は、まず、連邦下級裁が認めていた、財産的利益を基準とする従来のルールを原則として容認するいふを明確にした。当時、連邦刑事訴訟規則上、「不法な捜索・押収により侵害を受けた人」は証拠排除を申立てられる規定されていたが、「そぞした人とは、捜索・押収の被害者でなければならぬ」。つまり、捜索そのものの対象

とされた者であつて、別の人に対するおこなわれた搜索・押収の結果集められた証拠を用いてようやく不公正（prejudice）を主張することができる者は区別される」とした。⁽²⁾理由は、修正四条の制約は、官憲によるプライベーシーと財産の安全の侵害に対し、保護を与えることを意図したもので、証拠排除も、このプライバシーの保護を効果的なものとする手段であるからとする。⁽³⁾そこで、先に触れたように、関連性のある証拠の排除を求めるとき、自分自身がプライバシー侵害の被害者であることを要するとした。⁽⁴⁾

しかし、次に、右の原則に対して、いわゆる「自動的な申立適格（automatic standing）」を認め、排除法則の適用範囲の拡大を認めた。こうした例外を必要とする事情は、次のようなものである。従来、連邦控訴裁判所は、申立適格のため、一般に、申立人が押収した財産を所有または占有していたこと、若しくは、搜索場所に実質的な占有の利益を有していたことなどの主張を要求していた。ところが、本件のように、麻薬関連事件では、薬物の所持の證明だけで被疑事実の立証が認められる犯罪類型が存在している。いわゆる所持犯（possessory offense）である。このとき、伝統的な申立適格の要件に従うと、被告人は自己の有罪を示す事實の主張を余儀なくされることになる。⁽⁵⁾つまり、被告人は、公判前の排除申立の手続上おこなった証言が、後に公判で自己の不利益に用いられる危険を負担することになるし、また、被疑事実の内容としての所持の事實に対してはこれを否認しつつ、他方で、申立適格を証明するためには所持の事實を認めざるをえなくなり、場合により偽証をおこなわざるをえなくなる。⁽⁶⁾ところで、被告人は、搜索当時の麻薬の所持について有罪とされているが、検察官は、公判ではその搜索の成果を用いて、所持の事實はないとの被告人の主張に対する反証の証拠としている。にも拘わらず、公判前の排除申立

手続上、被告人自らが押収物件または捜索場所に対するインタレストを認めないからといって、申立適格を与えないことになると、結局、国家は「自己矛盾の地位に立つ利益」の享受を許されることになる。⁽⁷⁾そこで、「起訴状そのものが所持の事実を被疑事実とする事件では、現に被告人となつた者は、公判前の証拠排除申立に関しては、『不法な捜索・押収により侵害をうけた人』として扱われる」とする。⁽⁸⁾

さらに、右と同様の前提に立ちながら、検察官側が、被告人は「客」「訪問者」にすぎず、申立適格はないと主張したのに対し、「不合理な捜索・押収から自由である憲法上の権利に関わる法上、私有財産法体系の展開にあたり、コモンローが発展させ定義を与えてきた微妙な概念の区別をもちこむことは不要であり、妥当ではない」とした。⁽⁹⁾これに代え、新しい基準を設定し、「捜索のおこなわれた場所に適法に現在していた者は誰でも捜索の果実がその者の不利に使われることが予定されているとき、その排除申立の方法により捜索の適法性を争いうる」としたのである。⁽¹⁰⁾

二 一九六八年のシモンズ事件は、ジョーンズ事件で指摘された問題点、すなわち、公判前の証拠排除手続上なされた被告人の証言が、後に、公判で被告人の不利益に使われるおそれを取り上げたものである。本件被告人は、共同被告人等とともに武装強盗で起訴されたものである。さて、本件起訴に先立ち、共同被告人の母親宅の捜索がおこなわれ、スーツケースが発見された。その中に強盗が用いたものと似た袋、ガンホルスター、銀行の帶封、キヤッショーカードなどがみつかった。被告人は、公判前の証拠排除申立手続で、当該スーツケースは自分の持ち物に似ていることとその中についた衣服は自分の物であることを認める証言をしたが、排除申立は却下され、さらに、

右の証言が公判で被告人の不利益に用いられて、結局、有罪とされたものである。

最高裁は、まず、「修正四条の保証する権利は、一身的なものであり、その実現のために証拠の排除をおこなえるのは、搜索・押収により自分自身の保護に対する侵害をうけた者の請求によるときに限る」とし、従来通りの伝統的な原則を確認した。⁽¹²⁾しかし、本件の武装強盗罪のような所持犯類型に属さない犯罪に関する限りでも、申立適格の証明上、被告人の証言を要する場合がありうることを指摘する。⁽¹³⁾本件被告人は、スーツケース押収時には捜索場所にはいなかつたのであり、スーツケース等の証拠の許容性を争うとすれば、その所有者であると証言するしか手段はなかつたのである。従つて、その証言は、「修正四条による排除申立をおこなうのに不可欠の要素」とみなされるべきである。⁽¹⁴⁾ところが、現在のルールでは、この証言が後に公判で不利に用いられる危険を前提にして証言せざるをえないものである。⁽¹⁵⁾ジョーンズ事件では、所持犯類型について、自動的申立適格を認め、右のディレクマを解決したが、それ以外の犯罪の場合について、問題が残る。⁽¹⁶⁾現在のルールでは、被告人に対し証拠排除手続上、証言をしないようとする抑止効果が働くし、反面、自らの証言により自己負罪が生じる危険もでてくる。⁽¹⁷⁾そこで、最高裁は、次のような解決をおこなつたのである。

「本件では、被告人ギャレットは、弁護人からの助言もえて、修正四条により適法におこなえると信じている証拠排除の主張をあきらめるか、修正五条の自己負罪拒否権を放棄するかいざれかをとらざるをえないものである。こうした情況の下で、一方の憲法上の権利を主張するため、他方の権利をあきらめざるをえないということは、認め難いことであると考える。それゆえ、被告人が、修正四条の事由に基づいて証拠排除の申立をし、

その根拠として証言をおこなったとき、被告人の異議なきときを除き、この証言は、後に公判で有罪か否かの争点について被告人の不利益に用いることはできないと判断する⁽¹⁸⁾。

II 次に、マンキュー事件では、ジョンズ事件の「搜索のおこなわれた場所に適法に現在していた者」というテストに付け加えて、申立適格をより広げる新しい基準を設定した。本件の被告人は、組合役員であったが、強要罪等で起訴され有罪とされた。その際、令状なしに組合事務所の搜索がなされ、組合所有の書類が押収されたが、これが証拠とされたのである。最高裁は、前年に言渡されたキャッシュ事件に依拠しながら、被告人にとって、組合事務所が、「政府の侵害からの自由である」とを合理的に期待できる場所であることを認め、申立適格があるとしたのである。

IV こうして、修正四条による証拠排除の申立適格は、搜索・押収により自己の一身的権利を侵害された者に認めることを原則としながらも四つの方法によりその拡大がはかられたのである。すなわち、第一に、いわゆる所持犯類型のときは、自動的申立適格を認め、第一に、公判前におこなわれる排除申立手続での証言を、後の公判で被告人に不利に用いることを禁じ、そして、第三に、「搜索のおこなわれた場所に適法に現在していた者」及び、第四に、搜索場所に対する「プライバシーの合理的期待」を有する者にも、申立適格を認めたのである。⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾こうした申立適格の要件緩和は、排除法則そのものの適用領域を広げるものでもあつたのである。

(1) Jones v. United States, 362 U. S. 257 (1960).

(2) Id., at 261.

表 11 比較的

- (3) Ibid.
- (4) Ibid.
- (5) Id., at 261-262.
- (6) Id., at 262.
- (7) Id., at 263.
- (8) Id., at 264.
- (9) Id., at 265-266.
- (10) Id., at 267.
- (11) Simmons v. United States, 390 U. S. 377 (1968).
- (12) Id., at 389.
- (13) Id., at 391.
- (14) Ibid.
- (15) Ibid.
- (16) Id., at 391-392.
- (17) Id., at 393.
- (18) Id., at 394.
- (19) Mancusi v. De Forte, 392 U. S. 364 (1968).
- (20) Katz v. United States, 389 U. S. 347 (1967).
- (21) 392 U. S. at 368.
- (22) リバーバンパの他の事例 Bumper v. North Carolina, 391 U. S. 543 (1968).

りの苗穂めぐの論證⁽¹⁾より Allen, The Exclusionary Rule in the American Law of Search and Seizure, 52 J. CRIM. L. C. & P. S. 246, 247 (1961); Note, Standing to Object to an Unlawful Search and Seizure, 15 Wyo. L. J. 218 (1961); Specter, Mapp v. Ohio; Pandora's problems For the Prosecutor, 111 U. PA. L. REV. 4 (1962); Traynor, Mapp v. Ohio at Large in the Fifty States, 1962 DUKE L. J. 319 (1962); Weeks, Standing to Object in the Field of Search and Seizure, 6 ARIZ. L. REV. 65 (1964); Note, 1965 WASH. U. L. Q. 488; Note, Search and Seizure: Admissibility of Illegally Acquired Evidence Against Third Parties, 66 COLUM. L. REV. 400 (1966); J. W. LANDYNSKI, SEARCH AND SEIZURE AND THE SUPREME COURT, at 74-75 (1966); L. B. ORFIELD, CRIMINAL PROCEDURE UNDER THE FEDERAL RULES, §41:14 at 693-696 (1967); Grove, Suppression of Illegally Obtained Evidence: The Standing Requirement on its Last Legs, 18 CATH. U. L. REV. 150 (1968); T. TAYLOR, Two STUDIES IN CONSTITUTIONAL INTERPRETATION, at 107-108 (1969).

III ハルダーマン、ハルカス事件

I 申立適格の要件は、バーガー長官の就任の時期と相前後して、判例上厳格化されてしまった。

(1) (1) の新しい流れの筆頭は、一九六九年のハルダーマン事件であった。本件の被告人は、他の被告人⁽¹⁾名といふこと脅迫罪で有罪とされ、控訴審も地裁の有罪判決を確認した。といふがその後、被告人は、他の被告人の事務所が違法な電子盗聴の対象になつており、有罪判決は違法収集証拠に依拠してこたと主張し、rehearing の申立をあした。最高裁は、一度は破棄・差戻を命じたものの、申立適格の有無だけを争点として弁論を開くこととしたのである。

ホワイト判事の法廷意見は、まず、先例に従い、申立適格の原則を次のように説明している。「修正四条違反によつてえられた物件等は、捜索自体により自己の権利の侵害を受けた者のみが証拠排除を主張しこれを認めさせることができるのであり、不利益な証拠の提供により利益を害されるにすぎない者は主張できない。これはすでに確立している原則である。また、共謀議者・共同被告人にも特別の申立適格は与えられてきていない」。⁽²⁾つまり、「修正四条の権利は、一身的権利 (personal right) であり、その他若干の憲法上の権利と同様に、他人が代理して主張しえないと一般的ルールに従う」とする。⁽³⁾

このような申立適格の拡大を否定することと、排除法則の抑止効との関係については次のように論じている。

「排除法則の抑止効果とは、警察が権利を侵害した相手の有罪立証を妨げるものである。その結果、被告人に対する有罪の主張の根拠がうすれ、あるいはくつがえされることになったとしても、証明力のある証拠の排除は、充分に正当化されると考えられてきた。さて、他の被告人にも排除法則の適用を拡大すると、抑止効果の点で一定の利益が付け加わることは確かである。しかし、これでは、被疑者の訴追をおこない真実を明らかにする証拠全てを根拠にして無罪または有罪の判断をするという公共の利益を一層浸蝕することとなり、右程度の利益ではこれを正当化しえない」。⁽⁴⁾

最後に、電子盗聴と申立適格については、以上の前提から、「合衆国が、申立人自身の会話を不法に盗聴したとき、または、申立人の住居でなされた会話であつて、申立人が現在せざこの会話に参加していないことも、これを不法に盗聴したとき、修正四条の侵害が生じる」とした。⁽⁵⁾結局、原審判決を破棄し、差戻とした。

ハーラン判事は、申立適格を共同謀議者・共同被告人には拡大しないとした点に賛成するが、住居の所有者が会話に加わっていないのに、その住居内でなされたときに違法な盗聴に対する申立適格も認めた点で反対するとした。⁽⁶⁾ すなわち、伝統的な申立適格論によると、住居の所有者は、住居内の物件が違法に押収されたとき、その所有権がなくとも、物件の占有という財産的利益を有しているので、申立適格を認められている。しかし、会話については、もうした財産的利益はない。とするべく、警察の盗聴が、自己の財産的権利に対する侵害となり、盗聴された他人の会話が、この侵害行為の「果実」であるときに、申立適格を認めることとなる。つまり、多数意見によれば、会話が財物と扱われる」とになるのである。しかし、すでに、キヤツ事件で明らかにしたように、会話に関するプライバシーの権利は、不法侵害の有無には左右されないのであり、この「果実」論は不適切であるとする。⁽⁷⁾ そこで、「伝統的な財産^{アーバー}概念を完全に排斥した上で、キヤツ事件が示した実質的原則に照らして、申立適格に関する法の再解釈をおこなうべきである。申立適格は、会話に参加した者が、それをプライバートにしておくことを期待しており、その期待が適法であるときに、会話参加者全員に与えられる」とした。

フォータス判事は、後に、「ターゲット・スタンディング (target standing)」^{トーキング}と呼ばれる理論を主張した。つまり、シヨーンズ事件の文言を借用し、「捜索やのものとの対象とされた者 (one against whom the search was directed)」^{トーキング} 申立適格を拡大しようとするのである。フォータス判事は、その根拠をこう説明している。

「証拠排除法則が、修正四条に由来するものならば、その適用を、自[!]のプライバシーの権利が違法な搜索により侵害された者に限定する根拠はない。修正四条は、修正五条と異なり、政府が将来不合理な捜索・押収

をおこなわないよう保証するため存在しているのである。それは、一般的の禁止であり、憲法の条文の基本部分でもあって、これを遵守することは全ての人の福利にとって不可欠なのである。そこで、学者も、被告人に對して違法収集証拠が提出されたとき、それが被告人のプライバシーの権利を侵害してえられたのか否かに拘わらず、証拠を排除させうるとすることが修正四条の当然の意図であると論じてきている。また、これが修正四条の遵守を確保する唯一の手段ともいわれている。⁽⁹⁾ ……修正四条は、……国家が、自己に対し適法な手続のみ用いるべきであると主張することを各個人に許すものである。⁽¹⁰⁾ ……従って、国家が、その者に関する検査の過程で不法に証拠を押収し、これを公判でその者の不利に用い、かくしてその自由を剝奪しようとしているとき、正にその者の権利を侵害しているのである」⁽¹¹⁾

(2) アルダーマン事件は、自己自身の権利侵害を主張する者にのみ申立適格を認めるとする原則の根拠を、従来通り、修正四条の権利が「一身的」なものである点の他に、新しく、排除法則の抑止効がふえたとしても、その程度では、法則適用に伴うコストと均衡をとれないことを付け加えた。後者の理由付は、バーガーコートによる排除法則の適用範囲の縮少傾向とも一致するものであった。また、会話のおこなわれた場所の所有者にも申立適格を認めたことは、一見して保護の範囲を広げることにもなる。しかし、ハーラン判事が指摘したように、修正四条の保護する「プライバシー」の権利に「財産的^{プロパティ}利益」の要素をも加味させていた嫌いがある。この傾向が、後に、「プライバシーの合理的期待」というキャッチ事件の判断基準を混迷させる遠因となっていく。こうした動きに対し、フォータス判事は、国家が修正四条を保護する、いわば客観的義務乃至保障義務を負うこととの義務に反して不法に得

られた証拠を用ひれば、正に当該被告人の権利を侵害するに違いないことを根拠にして、ターディト・スタンディング論を対置した。その趣旨は、被告人が犯罪捜査の「ターゲット」であるとか、その過程で被告人、第II者が問わや何人かに対しても権利侵害がなされ、その結果、証拠がえられたとか、被告人は、その排除を申立てるといふ行為のふたつである。されば、すなはち、カリフォルニア州判例上認められていて申立適格による制約の否定と近い立場のふたつである。⁽¹²⁾ ベーリン判事は、そりまで踏みあむことには躊躇を示したが、マンキュー事件の流れを守るべく躊躇なくしたが、キャラハ事件の「トトベシーの合理定期待」もうべつべつや申立適格を判断しようとした。⁽¹³⁾

(→) Alderman v. United States, 394 U. S. 165 (1969). See, The Supreme Court, 1968 Term, 83 HARV. L. REV. 7 (1969); Note, 60 J. CRIM. L. C. & P. S. 493 (1969).

- (a) Id., at 171-172.
- (b) Id., at 174.
- (c) Id., at 174-175.
- (d) Id., at 176.
- (e) Id., at 188-189.
- (f) Id., at 189-191.
- (g) Id., at 191.
- (h) Id., at 205.
- (i) Id., at 206.
- (j) Id., at 208.

(12) People v. Martin, 45 Cal. 2d 755, 290 P. 2d 855(1955) ザ、「証拠が憲法の保護と反して収集されたからだ」が、

特定の被告人の憲法上の権利を侵害してゐたがむづかに拘ねられ、やがて訴訟は不許認められなければならない」とし (at 857)。評決によると、*People v. Cahan*, 44 Cal. 2d 434, 282 P. 2d 905 (1955) で証拠排除法則が採用された理由は、「政府が違法収集証拠を有罪判決の根拠として、血口狂臭の不正による利益の享受を認めるべく」、「警察による憲法規定遵守を保証する他の救済手段は全く効を奏せず、これに伴ふ……裁判所が、法執行官憲の無法行為に日常的に加担し、実際上これを認知する結果を生じてこた」点であるとする (290 P. 2d, at 857)。従つて、「法執行官憲が、第三者の権利を侵害して証拠を集めることにより排除法則の回避を許されるならば、抑止効はその範囲で無意味になる。されど、そうした制約の存在により、法執行官憲が第三者の権利を侵害し、その者が刑罰を免がれるといふのかえり、違法収集証拠を用い他の者の有罪判決をえるといふ事態を招来しよへ」と (Ibid.)、申す適格の制約を否定した。

当時の学説上より、違法捜査の抑止の観点から、このマーティン事件を積極的に詮議するものがみられた。*See, e. g., Note, Two Years With the Cahan Rule*, 9 STAN. L. REV. 515, 535 (1957); *Paulsen, Safeguards in the Law of Search and Seizure*, 52 N. W. U. L. REV. 65, 74-76 (1957).

△上記の如き *See, Barrett, Exclusion of Evidence Obtained by Illegal Searches—A Comment on People v. Cahan*, 43 CALIF. L. REV. 565 (1955); *Paulsen, Criminal Law Administration: The Zero Hour Was Coming*, 53 CALIF. L. REV. 103 (1965).

その後、*Kaplan v. Superior Court*, 6 Cal. 3d 150, 98 Cal. Rptr. 649, 491 P. 2d 1 (1971) よりマーティン事件のルールを再確認して述べ。Note, *The Vicarious Exclusionary Rule in California*, 24 STAN. L. REV. 947 (1972) よりマーティン事件からのマーティン事件までの動向を紹介した上で、以上の制約不要の立場に賛成していQ。

但し、違法収集証拠排除法則を採用したほとんどの州が、マーティン事件の制約を肯定している。例えども、イリノイ州だけ、一九三三年に排除法則を採用した。*See, People v. Brocamp*, 307 Ill. 448, 138 N. E. 728 (1923)。アラバマ州では、当時の連邦下級裁の採ったとの回りのマーティン事件を採用していQ。See, e. g., *People v. Grod*, 385 Ill. 584,

53 N. E. 2d 591 (1944). *スケルツィー* Comment, Search and Seizure in Illinois: Enforcement of the Constitutional Right of Privacy, 47 N. W. U. L. Rev. 493 (1952). ベニヘーリーの指摘法則の運用一般について Peterson, Restrictions in the Law of Search and Seizure, 52 N. W. U. L. Rev. 46 (1957). 漢邦、イリノイ州の情況におけるエリト事件の情況を詳しく述べる Einhorn, The Exclusionary Rule in Operation—A Comparison of Illinois, California and Federal Law, 50 J. CRIM. L. C. & P. S. 144, 147-149 (1959).

(12) キャハ事件の「トラベラーシの扣押強制」のトピックをたべ See, Note, From Private Places to Personal Privacy: A Post-Katz Study of Fourth Amendment Protection, 43 N. Y. UNI. L. REV. 968 (1968).

II ジュエル事件は、様々な理論の展開と対立がみられた後、一九七〇年の「クラウン事件」⁽¹⁾が、はじめてジャーナリスト事件のラインに対する批判を開始するのである。クラウン事件の被告人は、財物運搬中に逮捕され、財物の州際運搬、同謀議を理由に起訴されたが、その証拠として、逮捕後、共犯者の倉庫に対してなされた令状による捜索の結果押収された窃取商品が提出された。被告人は、証拠排除のヒアリングで、倉庫または押収物件に対し所有権または占有権を主張しなかつたため、申立適格を欠くとして、申立は棄却され、結局、有罪とされた。裁量上訴が認められたが、最高裁は、地裁の有罪判決を支持した原審判決を確認した。

バーガー長官の法廷意見では、第一に、被告人がジョンズ事件に依拠して自動的申立適格があると主張したいとは対し、これを否定していく。その理由は、次のようだものである。ジョンズ事件で自動的申立適格を認めるにあたり、押収の適法性に不服申立をやむを得ず、所持の事実を主張する必要があるが、これが後に公判で被告人の

不利に使われもするという「ディレンマ」が生じる点を強調していた。しかし、すでに、その後のシモンズ事件で、証拠排除申立のヒアリングにおける証言は、後の公判で被告人の不利に用いることはできないとされ、右の「自己負罪のディレンマ」はなくなつていて⁽²⁾いるとする。従つて、被告人は、公判前のヒアリングで自己負罪のおそれ一切なしに共犯の倉庫内の商品につき占有の利益を主張することができたのであるとする。

第二に、本件では、被告人は、捜索・押収時にその場所に現在せず、当該の場所につき所有または占有の利益を主張しておらず、そして、なによりも、捜索・押収時に押収物件を所持していたという事実は、被疑犯罪事実には含まれていない。この点で、ジョーンズ事件とは事案を異にし、また、国家が被疑事実との関連で被告人による所持を主張しつつ、申立適格の点でこれを否定するという「自己矛盾的地位の利益」の享受もない。そこで、一方では、ジョーンズ事件の自動的申立適格論がシモンズ事件に照らし不必要になつたか否かについては、捜索・押収時に押収物件を所持していたことを被疑事実の内容とする事例が問題となるまで保留するとしてつゝも、次のように判断している。

「すでに、シモンズ事件で強制的自己負罪のおそれがなくなつていて、それゆえ、我々は、検察官の自己矛盾という先述の不正が存在していることだけで、ジョーンズ事件の『自動的』申立適格がなお継続して効力を有しているとは考えていない。もっとも、ここでは、さしあたり、本件のように被告人に自己負罪のおそれも、検察官の自己矛盾のおそれもないとき、そうした『自動的』申立適格を与えるべき理由はないと判断する。被告人は、申立適格の有無につき、充分なヒアリングをうけたのに、捜索された場所または押収された商品に対

しいがなる種類の適法なインタレストを主張しなかつたのである⁽⁴⁾。

そこで、アルダーマン事件に従い、修正四条の権利は、一身的権利であり、他人が代理して主張しえないとし、原判決を確認した。

かくして、ジョーンズ事件の自動的申立適格論は、「このようにシモンズ事件に照らしてもはや不必要とされ、将来、同種事案が問題となつたときには、オーバーラルもれる」といふ想がれるに至つたのである。

- (1) Brown v. United States, 411 U. S. 223 (1973).
- (2) Id., at 227-228.
- (3) Id., at 228.
- (4) Id., at 229-230.

III やがて、一九七八年のラカス事件では⁽¹⁾、第一に、フォータス判事など)の説くターゲット・スタンディング理論が手厳しい排斥され、また、第二に、ジョーンズ事件で「捜索のおこなわれた場所に適法に現在していた者」に申立適格を与えるとする部分も重大な制限をうけぬこととなるのである。

(1) ラカス事件の被告人は、武装強盗で起訴され、地裁、控訴裁とともに有罪としたものである。さて、事件当日、強盗発生の連絡をうけた警察官が、逃走車両と覺しき車を発見し停車させたといふ、被告人と他に二名の女性が乗っていた。そこで、三人を降車させた後、車内を捜索したといふ、ライフルとその弾丸が発見されたのである。被告人は、それらの所有権者である旨を主張しなかつたため、証拠排除は認められなかつた。裁量上訴が認められた

が、最高裁は、原審の有罪判決を確認した。

レンクィスト判事による法廷意見では、第一に、被告人側が、フォーラス判事らの主張したターゲット・スタンディング理論の適用を求めたが、これを否定した。その理由は次の諸点である。すでに、シモンズ、アルダーマン、ブラン事件などで認めているように、修正四条の権利は一身的権利である。「第三者の住居・財産の搜索により不利益となる証拠が押収され、それが証拠として提出されることによって、ようやく違法な搜索・押収の与える苦しみを感じるにいたるだけであるとき、その者は自らの修正四条の権利の侵害をうけたことにはならない」⁽²⁾。排除法則は、自己の修正四条の権利をうけた被告人にのみ許すのが相当とする。⁽³⁾ 排除法則の抑止効との関連でも、アルダーマン事件と同様に解し、従来の判例上も違法に押収された証拠は、全ての手続、全ての人に対して不許容とされていたわけではないし、法則の適用は、その救済目的がもとも効果的に充足されると思料される領域に限られてきているとする。また、権利侵害が生じたとき、その被害者本人が、証拠排除または損害賠償による救済を享受し⁽⁴⁾うる。さらに、排除法則が適用されるときには、「関連性、証明力のある証拠が事實認定者からとりあげられ、公判における真実の探求に偏向が生じる」という「社会的コスト」がつねに伴うのであり、排除法則の援用者の範囲を広げる際、この点も充分に考慮に入れなければならない。⁽⁵⁾

こうして、ターゲット・スタンディング理論を否定した上で、第二に、申立適格論そのものに疑問を投ずる新たな問題提起をおこなっている。「我々は、証拠排除申立につき決定をすると、ジョーンズ事件で確認されたテストを申立適格に関するテストと名づけ、証拠排除の申立をしている者が当該の捜索・押収により自分自身の修正四

条の権利を侵害されているのかどうかという実体的問題に関するテストとはしないことに、実質上どれほどの実益があるのか疑問を持つていて⁽⁷⁾いる」とする。その意味で、本件は申立適格という用語そのものを再検討する好箇の機会ととらえる⁽⁸⁾。そして、先に触れたように、修正四条の権利が「身的なもので、これを侵害された者のみが、証拠排除を申立てうる」と考えるのならば、そのときには、「我々は、申立適格の概念よりも、修正四条により特定の被告人が有する権利の範囲如何を直接の焦点とするほうが分析として妥当と考えている」とする⁽⁹⁾。

第三に、ジョーンズ事件のいう「搜索のおこなわれた場所に適法に現在していた者」という要件は、修正四条の権利の範囲を測定するには、尺度として広すぎるとする⁽¹⁰⁾。そこで、キャッシュ事件に指針を求めて、右の基準を、次のように再構成した。「ジョーンズが、その使用していた場所にプライバシーの適法な期待を有しており、それゆえ、その場所に対する『利益』がコモンロー上の財産的利益と認められているものではなかつたとしても、政府による侵害に対して修正四条の保護を主張しうるという事実に照らすとき、右基準は、もつとも正しく説明できよう」。

最後に、本件の具体的的事実に照らして、被告人が上記のような「プライバシーの適法な期待」を有していたかどうか問題とし、被告人が自動車、押収物件いずれについても所有または占有の利益を主張していないこと、被告人等が自動車所有者の許しをえて車内に現在したことは決定的ではないことなどを指摘し、押収物件の発見された小物入れ、座席の下には、プライバシーの合理的期待はなかつたとした⁽¹¹⁾。

パウエル判事の補足意見は、反対意見の批判に反論し、法廷意見は修正四条の権利概念に財産法上の概念を持ち

「えだのやせなこひやく。⁽¹³⁾

以上に述べて、ホワイト判事が反対意見を述べ、「ノーナン、マーシャル、スリーブンズが賛成した。その裏面で、多数意見がパライバニーの合理的期待の有無を判断する際に、所有または占有の利益という財産法上の概念を用いてはならないとの見解がある。⁽¹⁴⁾

(一) Rakas v. Illinois, 439 U. S. 128, 99 S. Ct. 421 (1978).

ハーバードの論稿によれば、Comments, 64 CORNELL L. REV. 752 (1979); 70 J. CRIM. L. & C. 498 (1979); 46 BROOKLYN L. REV. 123 (1979); The Supreme Court, 1978 Term, 93 HARV. L. REV. 60 (1979).

(二) 99 S. Ct., at 425.

(三) Ibid.

(4) Id., at 424.

(5) Id., at 425.

(6) Id., at 427.

(7) Id., at 425.

(8) Ibid.

(9) Id., at 428.

(10) Ibid.

(11) Id., at 430.

(12) Id., at 433-434.

(13) Id., at 434.

(14) Id., at 437.

(2) ハのよみに、ラカス事件は、ターゲット・スタンディング理論を否定して申立適格の要件緩和の方向に門を閉じただけではなく、ジョンズ、シモンズ、マンキュー事件では修正四条の排除法則の適用範囲を広げるために要件を緩和してきた申立適格概念そのものに消極的な姿勢を示したのである。しかも、ジョンズ事件の「捜索場所に適法に現在していた者」ルールテストを広げたこと、事実上の部分をオーバーラルしたともいえる。⁽¹⁾ これらにかわる修正四条の権利の実体については、キャッシュ事件で認められた「プライバシーの合理的期待」というテストを一応採用している。さて、すでに紹介したように、マンキュー事件では、財産的利益の有無を判断基準とする伝統的申立適格論を前提として、これを補い、排除法則の適用を広げるために「プライバシーの合理的期待」のテストを取り入れたのである。ところが、右のラカス事件では、右テストの具体的判断にあたっては、押収物件または捜索場所に対する所有若しくは占有、所持といった財産的利益の有無を重視しており、両者を混同させたのではないかと思われる節が残された。ハのため、ハのプライバシー概念のあいまいさが、一層極立つこととなつたのである。⁽²⁾ これが、申立適格論をプライバシーの権利の実体論へと解消し排除法則の適用範囲を縮減しようとする流れれば、次の一九八〇年の二事件による、さらに押し進める流れのやうである。⁽³⁾

(1) Rawlings v. Kentucky, 27 CrL 3245, 3250 (Marshall, J., dissenting, 1980).

(2) ハへた傾向を示すものゝ、See, e. g., United States v. Miller, 425 U. S. 435 (1976). 但し、Cf., Comb v. United States, 408 U. S. 224 (1972). 後者は、被告人が、回顧していない父親の農場に赃品であるハイスキーリング

いたといふ、捜索・押収がおこなわれた事例といふも、マハキュージ事件を引用して、本件事実関係に照らし、被告人は、「即該の場所に対し『政府の侵害から自由である』ことを自ら合理的に期待できぬ』ほどの利益を捜索場所との関連で有していたかじらか」を吟味する」と求め、申立適格を否定した原審判決を破棄し、差戻しとした。

(3) リの時期、学説上、從来と同じく、排除法則の抑止効と申立適格の関係をいかに評価するのかが対立の焦点になつてゐた。オーツ教授は、申立適格の制約の有無によって抑止効が影響をうけたりはせぬか、抑止効を増すため制約不要とする立場に懐疑的な姿勢を現せた。See, Oaks, Studying the Exclusionary Rule in Search and Seizure, 37 U. CHI. L. REV. 665, 734-736 (1970); Cf., Comment, The Exclusionary Rule in Search and Seizure: Examination and Prognosis, 20 KAN. L. REV. 768, 776 (1972).

リに對し、ホライム、クリーンスペン画教授は、排除法則の適用は抑止効が相当あると認められたことなく、あくまでも「いとも認めぬながら、申立適格にしてござる」、「オータス判事の主張したターゲット・スタンディングに賛成してゐる。」リの結果、ロンスピラシー、麻薬関連事件のように、捜査機関が当初から捜索・押収処分の相手方以外にも被疑者がいると見込まれた上でその者に対する証拠の発見をも捜索・押収の目的としているときには、その被疑者にも申立適格を与えるとしている。その際に、リのうちに一定の者が捜索・押収の「ターゲット」であったか否かについては、合理的な人間を基準として、当時の警察官の地位に立って判断したとき誰に対する証拠を収集しなくてはならぬのかから、客観的テストを用いるとしている。See, White/Greenspan, Standing to Object to Search and Seizure, 118 U. PA. L. REV. 333 (1970). トムスターク教授は、右の折衷的立場をやむを得ぬに進んで、從来みどみどない、押収効の既存の申立適格の制約を不要としている。See, Amsterdam, Perspectives on the Fourth Amendment, 58 MNN. L. REV. 349, 367, 433(1974). 匠山 Critique, On the Limitations of Empirical Evaluations of the Exclusionary Rule: A Critique of the Spiotto Research and United States v. Calandra, 69 N. W. U. L. REV. 740, 779-783 (1974).

やの起きたところ、T. J. GARDNER/V. MANIAN, PRINCIPLES AND CASES OF THE LAW OF ARREST, SEARCH, AND

SEIZURE, at 97-98, 169, 214 (1974); Guttermann, "A Person Aggrieved": Standing to Suppress Illegally Seized Evidence in Transition, 23 Emory L. J. 111 (1974); Trager/Lobentfeld, The Law of Standing Under the Fourth Amendment, 41 BROOKLYN L. REV. 421 (1975); Note, 64 GEORGETOWN L. J. 1187 (1976); B. J. GEORGE, CRIMINAL PROCEDURE SOURCEBOOK, VOL. I, at 836-844 (1976), with SUPPLEMENT, at 195-197 (1979).

他より、シマーラー事件やトーベンハーフェル事件の闇合のを分析したものが、Weinreb, Generalities of the Fourth Amendment, 42 U. CHI. L. REV. 47, 64-66 (1974).

四 ピイナー・チャルベラチ・ローラングベ事件

(1) ピイナー事件

一九八〇年、最高裁は、ピイナー事件で、証拠排除全般に対する厳しさ縮減化の傾向を一層鮮明にした。以下、右の傾向を浮き彫りにするため、第一審判決も含めて紹介してみよう。

本件の被告人は、一九七六年に、所得税申告書に関する偽証罪で起訴されたものである。事件の背景は、次のとくなものであった。IRS(国税庁)は、数年前から、ハマに在するアメリカ人の財政等の調査をしていたが、一九七一年にいたり、ハマのキャッスル銀行に麻薬取引関係の口座がおかれていたことを知った。そこで、特別捜査官が、私立探偵などを用いて銀行副頭取のかばんを持ち出させ書類のロビーを作成し、またその事務室からの書類を盗み出せた。この結果、上記銀行とアメリカ国内のある銀行との密接な取引関係が明らかとなり、後者に文書提出命令(subpoena)が出され、提出された書類内に本件被告人に対する決定的な証拠があつたことがわかった。

連邦地裁は⁽¹⁾、まず、従来の証拠排除法則の整理からはじめている。第一に、その根拠を、違法捜査の抑止と司法の無瑕性の保護にあるとし、ただ他方で、関連性・信用性のある証拠全ての許容性を認めようとする「社会的利益」もあることを指摘している。「事実の探求者が、実体的な有罪、無罪の正確な裁判をおこなうという本質的な社会的機能を果たしえるのは、法が事実認定者に関連性のある証拠全ての提出を保証しているときだけである」からである。⁽²⁾そこで、第二に、ジャニス事件にならい、「排除法則という重々しい手段を用いるかどうかについては、特定の被告人の実体的な有罪を正確に確認するという社会的利益と、政府官憲が憲法に反する手段により証拠をえることを抑止するという相矛盾する社会的利益との衡量により定まる」とする。⁽³⁾そして、第三に、従来の最高裁の判例を分析して、右のバランスシングによって証拠排除が正当化される「三つの独立・別個のシステムーション」を摘出し、⁽⁵⁾①修正四条の不合理な搜索・押収から自由である権利の侵害があつたとき、⁽⁶⁾②修正五条のデュープロセス違反のあるとき、⁽⁷⁾③連邦裁判所の司法の監督権によるときとに分類している。

右の排除法則の分析を前提とし、本件が上記三つのシステムーションのいずれかに該当するか否かの検討をおこなっている。

まず、修正四条による証拠排除の要件として、既述のように判例上第三者の権利侵害を理由とするときは申立適格を欠くという理論が確立しているが、これに沿って本件被告人の申立適格を否定している。

次に、デュープロセス違反による証拠排除については、その根拠を、「個人があまりにも法外で（outrageous）裁判所の良心に衝撃を与えるような搜索手続のターゲットとされたとき、政府はその者のデュープロセスの権利を

侵害しているという憲法上の原則」に求めていた。⁽⁸⁾ そして、ロッキン事件⁽⁹⁾や強制自白排除に関する諸事件を引用した上、次のような基準を設定している。すなわち、「政府の官憲が、不服申立をうけている物件を、極めて不相当な態様で獲得したときに限り、つまり、基本的な憲法上の権利に対する、これを熟知した上で意図的に悪意と憎悪を示すやうな違法行為 (illegal conduct which exhibits their knowing and purposeful bad faith hostility to any person's fundamental constitutional rights) に従事して獲得したとみなす限り、デューペロセスによる信用し得る証拠の排除が必要となる」。⁽¹⁰⁾ いのんじて、先述の「ハシナングをおこなう」と「ハシナングを達成する」の間で、連邦地裁は、全ての関連性のある証拠の吟味を事実認定者に許す社会的利益よりも優越する。⁽¹¹⁾

さて、連邦地裁は、先の事実に照らして、「合衆国は、捜査官ヤツフ等を通じて、副頭取であるミカエル・ボルン・コテックロフトのカバンの不法な押収がなされたことを熟知した上、故意にこれを閲与し、また情報提供者であるノーマン・キャスペーがキャッシュ銀行のオフィスから書類を窃取する計画を樹てるのを慾慮したものである」⁽¹²⁾、「明白な犯罪行為の積極的閲与者」であったと認定している。⁽¹³⁾ この認定上、本件の政府の行為は「法外 (outrageous)」⁽¹⁴⁾ であるとし、また証拠排除による抑止効も期待できるので、デューペロセス違反による証拠排除を認めねどす。⁽¹⁵⁾ また、この場合には、申立適格による制約は及ばないとした。⁽¹⁶⁾

最後に、司法の監督権による証拠排除を問題とする。まず、その前提として、「政府がアメリカの正義の基準にあまりにも矛盾する方法で証拠を獲得しており、その証拠の許容性を認めると全連邦司法システムの無瑕性に疑問が投げられる」とし、連邦裁判所は「これを排除する監督権を有している」⁽¹⁷⁾ とする。そして、従来の判例などを検討し、

「証拠を収集した政府の行為が、故意による違法なものであるか、または、憲法の権利に対する意図的な無意識の傾向に動機づけられたものであるか」が、連邦裁判所は、当該証拠を排除するためには連邦刑事訴追に対して有する監督権を行使しなければならないだ」とする。⁽¹⁸⁾ また、その際、事の性質上、申立適格の制約はありえないとしている。本件も、これにあたるとして、結果、「ヨーロッパと司法の監督権とを根拠にして、証拠排除を認め被告人を無罪とした。控訴審もこれを支持したが、司法の監督権行使を争点として裁量上訴が認められ、最高裁が判断を示す」とした。

(一) United States v. Payner, 434 F. Supp. 113 (1977).

(二) Id., at 124.

(三) United States v. Janis, 428 U. S. 433 (1976). 本件では、州捜査官が州裁判所の発した捜索令状を適法であるとする意見で信頼して、書類を押収したといふ。後に、令状に瑕疵があるとされた。ところが、連邦国税庁が、右書類を税額のアセスメントによって利用していただのである。せいで、上がった手続上、右の違法収集証拠が使えるのか問題となつたのである。最高裁は、上がった証拠が、連邦・州を問わず刑事案件では許容されないことを考慮して(at 448)、排除法則の範囲をめぐらしこそ民事手続にも及ぼす」とより、「「法律の下での証拠の抑止効が付け加わる」ことは認めつつ、法則拡大に伴う「社会的コスト」には優越しない」と(at 453-454)、右のバランスシングの結果、法則適用を否定したのである。

(4) 434 F. Supp. at 124.

(5) Id., at 125.

(6) Ibid.

(7) Id., at 125-126.

(8) Id., at 125.

(σ) *Rochin v. California*, 342 U. S. 165 (1952). 州捜査官が、令状なしに被告人宅に踏み込み、寝室にいた被告人がカペセル様のものを飲み込んだのだ、それを止めようとしたが失敗したため、病院へ連行し、医者に命じて胃ポンプでカペセルをあらわせ、「カペセル内にセリウムが入っていた」とを確かめたものである。最高裁は「心地よい強制由由と同様」(at 173-174)、「人間の尊厳」に屈辱を与える野蛮な行為であつて(at 174)、「良心に衝撃を与えた行為」である(at 172)、「アーチャーロイヤル反対」だのである。本件の排除法則は闇やゝ罪例史上の位置はいかず、むしろだ。

ヘ、*Allen, Federalism and the Fourth Amendment: A Requiem for Wolf*, 1961 SUP. CT. REV. I; *FELLMAN, THE DEFENDANT'S RIGHTS TODAY*, at 346-348 (1976); 1 *LAFAYE, SEARCH & SEIZURE*, at 9-14 (1978).

(10) 州事件における強制由由は「アーチャーロイヤル反対」判例上、不許容されるべきものである。Brown v. Mississippi, 297 U. S. 278 (1936) では、11名の黒人が強制由由のみ基でして殺人罪で有罪とされたが、アーチャーロイヤルの求めたヒト・リハイトも認められなかった。Chambers v. Florida, 309 U. S. 227 (1940) では、令状による強制由由に統べ六日間に及ぶ尋問、弁護人の援助のなかでだらしなく、強制による由由を認定してアーチャーロイヤル違反とした。その後、その根拠のノード、違法な警察による取調べの拒止は、規則が、意識が述べられる所ではない。Cf., *Ashcraft v. Tennessee*, 322 U. S. 143 (1944); *Watt v. Indiana*, 338 U. S. 49 (1949). もう、連邦地裁は、やがて強制由由の罪を取扱ふ。Jackson v. Denno, 378 U. S. 368 (1964) なども用ひられる。

(11) 434 F. Supp. at 129.

(12) Ibid.

(13) Id. at 120-121.

(14) Id. at 130.

(15) Id. at 131-133.

(16) Id. at 129 n. 65.

- (17) Id., at 125.
- (18) Id., at 144.
- (19) Id., at 135 n. 77.

II ペウヨル判事の法廷意見⁽¹⁾は、第一に、修正四条による排除法則には、既述のような申立適格の要件による限定があつたと指摘し⁽²⁾、第二に、カランドラ事件⁽³⁾に従い、「排除法則の適用は『その救済目的がもつとも効果的に充足される」と思われる領域に限られでよい」とある。その理由は、地裁判決も認める所⁽⁴⁾、排除法則が「裁判官、陪審員の真実発見機能を著しく妨げる」として「ロバート」を伴うからであるとする。

他方、司法の監督権による証拠排除も、違法捜査の抑止と司法の無瑕性の保護という二重の目的を持つ点で、修正四条の排除法則と目的を共通にしてゐる⁽⁵⁾。がんば、この監督権は、「あくまでも、連邦裁判所がその面前にいる法廷内の当事者の間で『刑事司法の運用』を監督する」とを許すのにやめた⁽⁶⁾」とする。この結果、修正四条の場合と同じく、「連邦裁判所は法廷にでていない第三者からの証拠が違法に押収されたことを理由にして、その他の点では証拠として許容できるのに、監督権を行使してこれを排除することは認められない」とし、申立適格の要件による制約が働く⁽⁷⁾ことを認めた。また、監督権による証拠排除の場合にも、修正四条の場合と全く同一のバーンシン⁽⁸⁾が働くとし、「本件では、違法な行為に由り、申立人自身の権利は侵害されておらず、司法の無瑕性を維持する利益と本件のよんだ行為の抑止の利益とを比べると、証明力のある証拠を事実判断者に提出する社会的利益が優越する」⁽⁹⁾とした。結局、原審判決は破棄された。

「バーガー長官の補足意見は、司法の監督権は行政部の作用に対しても一般的に及ぶものではないことを指摘している。⁽¹⁵⁾ 法廷意見に対し、マーシャルが反対意見を付し、ブレナン、ハーマンが賛成している。マーシャルによると、司法の監督権による証拠排除は、違法捜査の抑止よりも、むしろかといえれば「連邦裁判所がそうした違法行為の共犯となる」といふ回避する必要性を強調してしまふ」として、この説明している。

「監督権の行使により連邦裁判所の無瑕性を保護する必要性をこのように強調する理由は、従来監督権が行使されてきた事実の文脈に由来する。監督権が援用されたほとんどの場合に、最高裁は、故意の違法行為に直面していたのである。…………つまり、『おまわりがくまをやつたから、犯人が釈放される』という事例ではなかったのである。…………捜査官は、当該証拠の獲得という明白な目的のため故意に法に違反していたのである。…………こうした証拠は、政府の故意による違法な活動上意図してえられた成果であり、連邦裁判所が有罪判決を下渡すためにその証拠を許容するならば、上記の不法に認可を与え、かくして自らの無瑕性を汚すことになる」。

本件の捜査官の行為は、犯罪行為そのものであり、かくして、右の場合に該当するとしている。⁽¹⁶⁾

- (1) United States v. Payner, 100 S. Ct. 2439, 27 CrL 3220 (1980).
- (2) 27 CrL 3221-3222.
- (3) United States v. Calandra, 414 U. S. 338 (1974).
- (4) Id., at 3222.
- (5) Id., at 3223. n. 8.

- (ω) Id., at 3222. n. 7.
- (η) Id., at 3223.
- (∞) Id., at 3223.
- (φ) Id., at 3223. n. 8.
- (Ω) Ibid.
- (ι) Id., at 3225.
- (十二) People v. Defore, 242 N. Y. 13, 150 N. E. 585, 587 (1926).
- (十三) たゞ、マーチャン事務は、同法の適用権が同種の無駄地保護を含むべしとする議論にて、修正四条に關する母子潤格の制約は及んでいたとする。See, 27 CrL, at 3226 (Marshall, J., dissenting).

〔未 振〕